平成２８年（フ）第１２号
長野県諏訪市大字四賀983番地
債務者　大塚　俊子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第３０号
滋賀県東近江市読合堂町48番地１
債務者　山本　大海
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１４号
広島県福山市王子町２丁目15―23　フィオーレ201号室、住民票上の住所広島県福山市神辺町大字川北1310番地６
債務者　坂本真由美
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１５号
広島県福山市山手町５丁目24番２号　柏原荘１号
債務者　佐藤　頼司
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１８号
広島県福山市山手町４丁目22番４－６号
債務者　佐藤　充紀
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３２号
広島県福山市大門町４丁目５番１－４号
債務者　久保　栄二
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第７号
徳島県海部郡美波町赤松字寺野17番地　安井啓昌方、住民票上の住所徳島県海部郡美波町赤松字野田132番地９
債務者　安井　多水
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（フ）第４９号
宮崎市佐土原町西上那珂791―26　茄子田方、住民票上の住所宮崎市大塚町権現前918番地５
債務者　大迫　文子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１８号
福岡県中間市長津３丁目１番19号
債務者　信秀　達也
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１２６号
北九州市若松区白山１丁目９番62―102号
債務者　梶原美智子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１３４号
神奈川県秦野市千村２丁目６番31号　エクセレントⅠ　203号、前住所神奈川県秦野市曽屋1323番地の１　ビッグスカイ　102号
債務者　清田　高志
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１０５号
神奈川県平塚市中原２丁目13番22号　グループホームひばり野
債務者　目戸百合子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３６号
北海道登別市新川町４丁目31番地９　ベルフィオーレ202、前住所北海道登別市新川町３丁目１番地13
債務者　倉又　一弘
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
北海道帯広市西20条南４丁目34番３号　ハイツ節栄103号
債務者　山口　秀子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
北海道足寄郡足寄町南５条２丁目１番地　13号室
債務者　樋口　春樹
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
盛岡市下太田下川原11番地５　セジュールカリヤ102号、旧住所盛岡市下太田下川原12番地１　ライフマンションＣ―103号
債務者　高桑　直美
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部